

養生範囲・養生仕様書

【養生基本要件】

①搬入経路（廊下）の壁面養生は片面敷設で可とする。（1800mm/900mmの横敷き敷設）

※ただし往復頻度の高い主動線部、狭い通路は両面壁の養生とする。

②通路角当て材については、壁面養生を施していない壁側においても、現場状況、台車取り回しが起き得る場所に於いては適切な養生措置を講じること。階段部は巻き段ボール仕様で可とする。

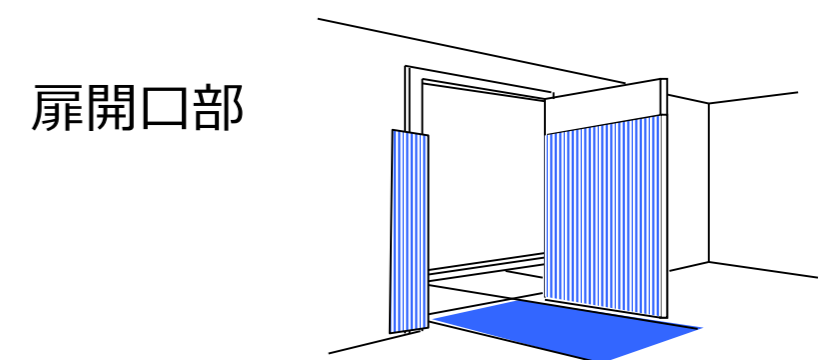
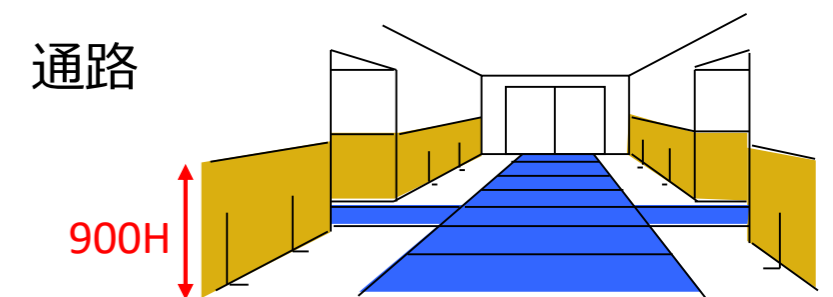
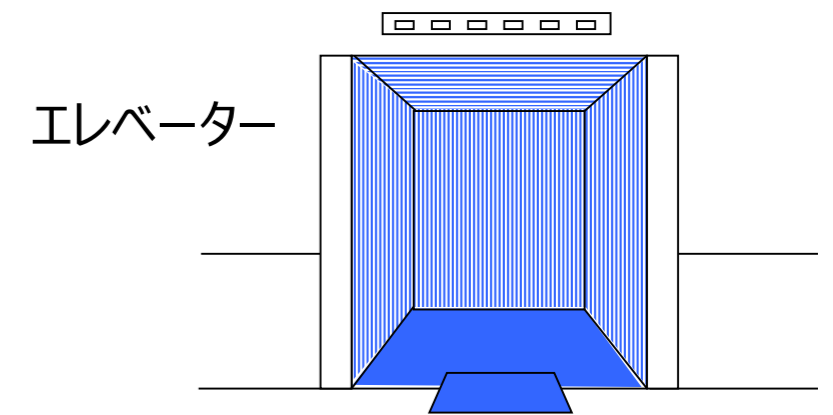
③床面養生は養生シートと青ベニヤ材の重ね敷き方式とする。

④県が必要と認めた場合を除き、居室内の養生は床壁共に不要とする。

【養生箇所別の養生仕様】

養生箇所		資材一覧(仕様箇所別)
搬入動線経路	床	養生シート+青ベニヤ
	壁	プラスチック段ボール
	出隅	角当て材、ジャバラ材 ※プラスチック段ボールも可
階段部	床	養生シート+プラスチック段ボール
扉開口部（三方枠など）	扉面	角当て材+ジャバラ材 ※プラスチック段ボールも可
エレベーター	天・壁・床	青ベニヤ、プラスチック段ボール ※床面は養生シートも敷設

※扉開口部の養生は、県が別途指示する場合を除き、移転作業時に養生を行うものとする。



1階

【凡例】

■ : 床面養生箇所

